

生命倫理の倫理性 —生命に関する文理融合研究のために—

香川知晶
chkagawa@yamanashi.ac.jp

生命倫理の倫理性

- 学際領域としての生命倫理
- 背景としての医学実験の問題
- 生命倫理の変質あるいは必然的变化
- 変化の帰結、生命倫理の倫理性という問題
- 利益相反
- 日本の場合
- 学際領域と科学研究の今後の課題

2

学際領域としての生命倫理

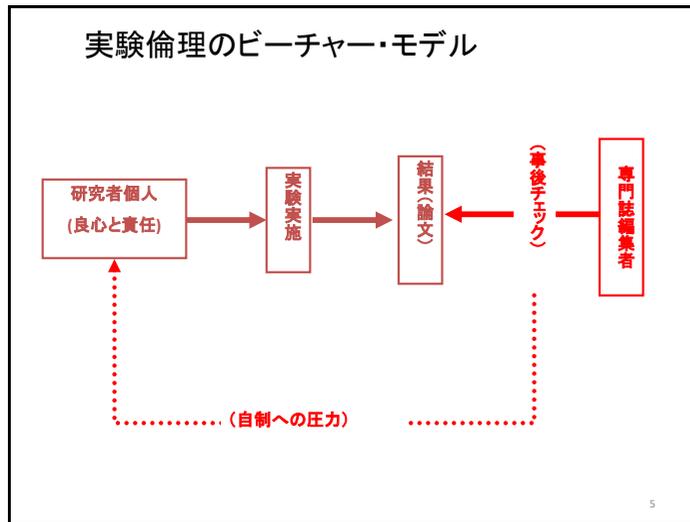
- 生命倫理、言葉の定義
 - Bioethics “can be defined as the systematic study of human conduct in the area of the life sciences and health care, insofar as this conduct is examined in the light of moral values and principles.” (Warren T. Reich, 1978, Preface, in *Encyclopedia of Bioethics*, Warren T. Reich(ed.), p.xix)
 - ⇒生命科学・医療の領域における人間の行動の倫理的考察・学問
 - “interdisciplinary” fieldか“multidisciplinary” fieldか
- 生命倫理＝医学・生命科学と人文社会科学との融合領域

3

融合領域誕生の背景

- 米国における生命倫理制度化の方向を定めた問題⇒人を対象とした医学実験(＝人体実験)の問題
- 生命倫理の出発点⇒Henry K. Beecher 1966, “Ethics and Clinical Research,” *The New England Journal of Medicine*, 274:1354-1360.
 - ⇒22の実例を挙げ、非倫理的な医学実験を内部告発
 - 医師ビーチャー自身の意図: 医師・医学研究者の自制・自覚を促すこと
 - ⇒そのために、人体実験の倫理的条件(基本的に、古典的な実験倫理)を再確認

4

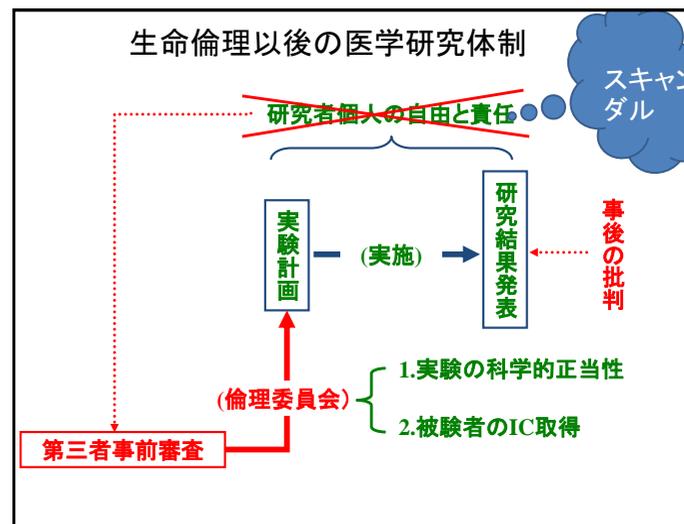
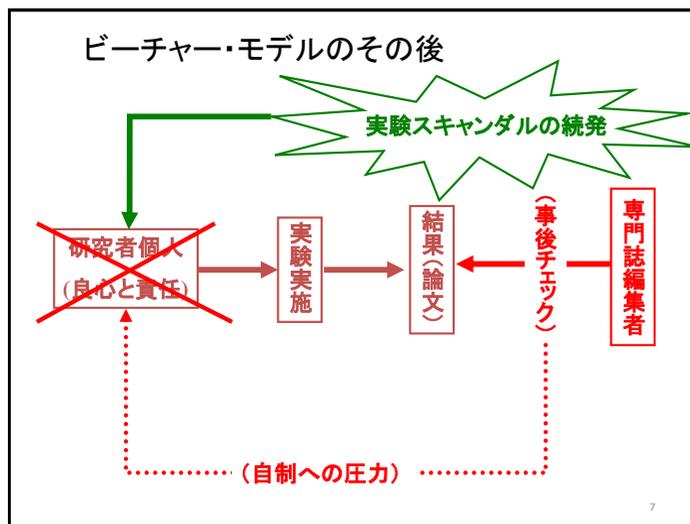


ビーチャーの告発以後

- 1966:ビーチャー医学実験の内部告発⇒医師集団向け
- その後:おさまらぬ実験スキャンダル
- 1973:ケネディ委員会、タスキーギ聴聞会
- J. Katzの証言:「研究共同体は意味のある自己規制を自らの実践に課すことにも、人体実験に許される限界について学問的に深みのある形で議論することにも何ら努力を傾けてきませんでした。ですから、規制をどこか別のところから(from elsewhere) なくてはならない、と私は提案いたします」

⇒ 医学研究の外部規制の導入 ⇒ 生命倫理の誕生へ

社会的規制



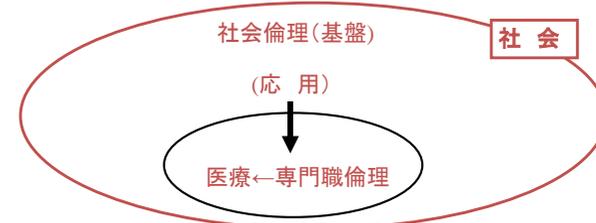
医学実験スキャンダルと国家研究法

- 1970: Willowbrook State School 事件論争
 - 1972: Tuskegee Syphilis Study 事件報道
 - 1974: National Research Act
 - IRB (機関内審査委員会) の設置義務化
 - 国家委員会 (National Commission for the Protection of Human Subjects of Biomedical and Behavioral Research) の設立
 - 1979: 国家委員会報告書、*The Belmont Report: Ethical Principles and Guidelines for the Protection of Human Subjects of Research* (ベルモント・レポート→医学実験の倫理原則の提示)
 - 1975: ヘルシンキ宣言(1964)東京修正→《人体実験の第三者委員会による事前審査体制→国際的基準》
- 1970年代前半の実験規制の制度化＝生命倫理の制度化
 - その生命倫理の基本的スタンス＝《生命倫理＝応用倫理》

9

応用倫理としての生命倫理

- 生命倫理＝応用倫理 (applied ethics): 社会倫理学の特定の分野への応用
 - 「医療専門職によって作られてきた基準には、その基準を正当化したり改定するための外部基盤 (an external basis) を欠くという欠点があった」(Tom L. Beauchamp and James F. Childress, *Principles of Biomedical Ethics*, 1989³(1979¹): 21)



10

生命倫理のその後

- 生命倫理: ビーチャーの問題(医学実験)中心に展開
 - ⇒ 外部(=社会)から医療医学を見る
 - その仕事→社会倫理の原則の明示(4原則主義→自律・無加害・恩恵・正義)
 - 焦点→特に倫理委員会(実験審査委員会)のあり方
 1. 実験の科学的妥当性
 2. 被験者の人権保護→IC
- 生命倫理の役割⇒→ガイドライン・事務手続きの洗練＝専門化(現在の生命倫理)
 - ⇒ 事務手続き化した生命倫理
 - 生命倫理の変質(?)

11

小石拾いの生命倫理

篠原駿一郎の経験談

- 2013, 「生命倫理学は医学医療のしもべか」, 栗屋剛・金森修(責任編集)『生命倫理のフロントニア』丸善出版(以下、同書は「栗屋・金森, 2013」と略記)
- 数年前のこと、ある遺伝学関係の全国学会に倫理学者として招かれ、話をしたことがある。その前日の懇親会で、遺伝医学界ではよく知られた某大学の教授と話す機会があった。彼は、同席していた私の友人の倫理学者と私に向かって、次のような話を仕掛けてきた。
 - 「倫理学者には、私たち(遺伝学者)の邪魔をしてほしくない。私たちは一所懸命に自転車のペダルを踏みながら国際競争にも負けないように頑張っているのだ。倫理学者はその自転車の進行方向に転がっているあちこちの小石を取り除くような役割を果たしてほしい。」
 - 私は彼の率直で適確な譬え話にちょっと感動した。なるほど、倫理学者は科学者のしもべ(下部、僕)になれということか。もちろん、誰かが誰かのしもべであることを卑下することはない。表に出る者、下でそれを支える者、相和し協力して世の中は成り立っているのだ。

12

事務化された倫理学①

金森修の指摘

— 2013、「虚構に照射される生命倫理」、粟屋・金森、2013

- 生命倫理学は、本来、医療がもつ多様な問題を医療そのものとは異なる観点から対自化し、時には批判して、医療が抱える倫理的諸問題の解決に資するという基本姿勢をもつはずである。ところが、その歴史が長引き、背後に龐大な研究群が残り、制度的整備が進んでいくにつれ、その基本姿勢は徐々に曖昧なものになりつつある。
- 〈医療界の倫理的諸問題の対自化〉という根本課題がある以上、生命倫理学が活動する位相は、医療界の位相とは同一ではないはずである。医療界と生命倫理学は、医療とメタ医療という位置関係に近いものを構成しているはずだ。しかし徐々に生命倫理学は、メタ医療、つまり〈医療についての何か〉というよりは、パラ医療、つまり〈医療の傍らにある何か〉、ないしはサブ医療つまり〈医療に付き従う何か〉に近づきつつあるという印象がある。

13

事務化された倫理学②

- 医療現場の紛争をあらかじめ回避するための一種形式的な手順の総体、それを一応やっておけば、あとは〈生命倫理的にも妥当〉だというお墨付きをもらい、その後は円滑な医療行為を継続できる。そのために存在する一種社会的な潤滑剤。生命倫理学は、アメリカで誕生してからほぼ40年という時間を経て、徐々にそのようなものになりつつある。
- そしてもちろん、それにはそれに固有の技巧性はあるわけで、生命倫理学は、医療が多様な諮問や議論を経て、法律や指針などによる細かい規定という鎧を身につけるのを手伝い、また生命倫理学自らがその総体の一部として徐々に統合されていくという流れの中にある。その意味で、生命倫理学は〈形式化された行為規範〉で医療界を武装するのを補佐する、医療界周辺に住み着く何かになりつつある。そしてそれを担う若手は、〈生命倫理学講座〉に所属し、生命倫理学という領域内部での訓練を積んだ〈生命倫理学の専門家〉になっていくのだ。彼らは、事実上、パラ医療の補助的技術者なのである。

14

事務化された倫理学③

- 社会的な実務としては、確かにそうならざるをえないところがあり、そのこと自体が、即問題になるとはいいがたい。しかし、パラ医療とサブ医療が生命倫理学の王道になるとき、もともとそうありえたかもしれない独自のメタ医療は、いつしか、どこかに雲散霧消してしまうとはいえないだろうか。
- ちょうどアメリカでも、1960年代から70年代前半にかけて、つまり生命倫理なるもの問題系が社会的にも学問的にも独自性と自律性を手に入れようとしていた時期になされた、いろいろな模索のことを思い出そう。その頃は、医師、社会学者、神学者、哲学者などが、それぞれの立場から自らの学問領域を超えて、医療の倫理問題に接近しようという超領域的な知的努力をしていた。
- その後の生命倫理学の発展と拡大は、初期の模索期間がもちえていた多様な可能性を削減し、整序し、ある意味で〈事務化〉してしまった。〈事務化された倫理学〉など、つきあおうとしても、ただ欠伸が出てくるだけである。

15

メタ・パラ・サブ

生命倫理の変化・変質

- メタ医療＝〈医療についての何か〉



- パラ医療＝〈医療の傍らにある何か〉・サブ医療＝〈医療に付き従う何か〉
＝小石拾いの生命倫理
＝提灯持ちとしての生命倫理(粟屋剛、粟屋・金森、2013)
- 〈事務化された倫理学〉→〈ただ欠伸が出てくる倫理学〉＝「超領域的な知的努力」とは無縁な「形式化された行為規範」

(Cf. 拙稿、2010、「まえがき」In小松美彦・香川知晶編『メタバイオエシックスの構築—生命倫理を問いなおす—』、NTT出版)

16

無い物ねだりの不満?

山口裕之の指摘
2016、『人をつなぐ対話の技術』日本実業出版社、190.

- 「こうして[1974年のNational Research Act成立に至るまでの一連の動きによって]、「生命倫理学」が確立した。いまや、各研究施設に置かれた倫理委員会では、提出された研究計画が「実行してよい場合」に該当するかどうか、インフォームド・コンセントの手続きを踏んでいるかどうかを、チェックリスト方式で検討すればよくなったのである。その倫理委員会で、「人体実験は是か非か」といった、倫理学的な問いをめぐって熱い論争が展開されることは、もはやない。倫理は、感情から始まって法律で終わる、と言ってもよい。」

〈事務化された倫理学〉⇒「倫理」の出番の終了→むしろ慶賀すべきか?→批判はないものねだり?

- しかし、そこでは何が起きているのか、それをさらに問うべき→生命倫理の倫理性

17

Ethics of Bioethics

Encyclopedia of Bioethics, 1978¹, 1994², 2004³, 2014⁴ (→*Bioethics*, 6 vols). →Virginia A. Sharpe, “Bioethics, V. Ethics of,” pp.353-357.
Cf., L.A. Eckenwiler, and F.G. Cohn(eds.), 2007, *The Ethics of Bioethics: Mapping the Moral Landscape*, Johns Hopkins UP.

Sharpeの「生命倫理の倫理性(Ethics of Bioethics)」

- 百科事典に「生命倫理の倫理性」という項目が入ったこと＝生命倫理が成長した証
 - 生命倫理の成長・発展につれ、医学・生命科学・生命工学に対して向けてきたのと同じ批判的まなさが生命倫理にも向けられるようになった
- シャープの項目の3つのカテゴリ←生命倫理の自己反省
 - 綱領
 - 役割と行為
 - 概念的・文化的枠組み
 - このうち、2が狭義の「生命倫理の倫理性」問題

18

生命倫理の倫理性、問題の始まり

- 米国における生命倫理の制度化⇒生命倫理士(bioethicists)の定着
- 生命倫理士の倫理的行為をめぐる懸念:21世紀初頭に公けの議論(多数の関連報道)の主題となる→生命倫理士と生命倫理センターは、民間企業特にバイオ医薬品産業の顧客のために仕事をすることで、公正で独立した判断を損なっているのではないか?

Carl Elliott(ミネソタ大)の2論文(2001) →ともに前年の *The Hastings Center Report* の“Prozac, Alienation, and the Self”特集号(30(2): 7-22, 28-40)をきっかけとしたイーライ・リリー社の年間2万5千ドルの寄付の停止をとりあげる

- “Pharma Buys a Conscience.” *American Prospect* 12 (17): 16-20.
 - 生命倫理の無自覚:生命倫理士や生命倫理センターや機関内審査委員会は、製薬企業が援助する金でコンサルティングや研究活動をしているような場合でも、その利益相反には無自覚である。そのことで、生命倫理自体が損なわれる恐れがある
- “Throwing a Bone to the Watchdog.” *Hastings Center Report* 31 (2): 9-12.
 - 生命倫理の位置:生命倫理は「専門職の綱領に責任をもつような伝統から解放され、...早くも、合衆国の生活の形と方向を支配している経済・娯楽・政治から成る複雑な機械の新たな歯車になりつつある」

19

対応の動き

- 米国の生命倫理関係の主要学会の合同特別委員会→報告書「民間企業における生命倫理コンサルテーション」(B. Brody et al. 2002. “Bioethics Consultation in the Private Sector.” *Hastings Center Report* 32 (3): 14-20.)=企業のコンサルテーションに従事する生命倫理士の指針→その独立性・客観性を脅かすリスクをどのように特定し、対処すべきか、その手続きについて提言
 - 《前提＝民間企業のコンサルテーションに賛成する立場》

←批判:報告書の著者の内8名に企業からコンサルタント料←Stuart J. YoungerとRobert Arnold(2002. “Who Will Watch the Watchers?” *Hastings Center Report* 32 (3): 21-22):著者たちは自らの指針に従わず、働いていた会社名と受け取った報酬額について明確な開示をしていない

→関連学会→報告書の勧告を採用せず

20

「言いなりになる小間使い」

- 生命倫理士は「言いなりになる小間使い(accommodating handmaiden)」(Daniel Callahan, 1996, "Bioethics, Our Crowd, and Ideology." *Hastings Center Report* 26 (6): 3-4)なのか? ⇒この懸念は20世紀末から、生命倫理の仕事が制度的に定着してくるにつれ、生命倫理の自己反省の一部を成してきた
- 批判: 大部分の生命倫理士は告発者や組織の問題点の発見者としては動いてこなかった
 - Françoise Baylis(2004, "The Olivieri Debacle: Where Were the Heroes of Bioethics?" *Journal of Medical Ethics* 30 (1): 44-49): カナダのある科学者(Olivieri博士)が研究スポンサーの製薬会社の経済的利益にとって不利となる(重大な薬の害に関する)研究結果を論文で発表した例→「カナダの生命倫理士たちはOlivieri博士とその同僚たちを見捨て」、所属する研究機関内で博士を擁護しなかった→Baylisの結論: 生命倫理士の本来の役割を考えると、「生命倫理士の義務は権力に真実を語ることにある」
 - John McMillan(2004, "Is Corporate Money Bad for Bioethics?" *Studies in History and Philosophy of Biological and Biomedical Sciences* 35 (1): 167-75: 174)の反論: 道徳の批評家であることは生命倫理士にとって本質的な役割ではない→「もしある生命倫理士が道徳の批評家でないとするれば、その人は生命倫理士ではないとか、少なくとも良い生命倫理士ではない」と考えるのは不合理

21

組織的な利益相反

- 宮田由紀夫の例示(2012『米国キャンパス「拝金」報告 これは日本のモデルなのか?』中公新書ラクレ)
 - 1994年、ブラウン大学のカーンは、マイクロファイバー社の工場での従業員の肺疾患の調査を依頼されたが、製造工程で発生する「毛くす」が原因だと突き止めた。会社と大学両者が反対したにもかかわらず、カーンがそれを公表したところ、大学は彼の雇用延長を拒否し、雇止めにした。
 - トロント大学のオリビエリは93年から95年にかけて、カナダの製薬会社アボテックス社の溶血性貧血の治療薬の臨床試験を行った。有効性が低だけでなく有害であることが分かったので、公表しようとした。同社は守秘義務違反だとして抗議したが、オリビエリは97年に公表した。大学は、同社から数千万ドルの寄付を受けることになっていたので、オリビエリを擁護するどころか、99年1月、責任あるポストから解任した。オリビエリはテニユアを持っていたので、解雇することはできなかった。
- NIHや大学といった公的機関が、民間企業からの資金に染まってしまうと、組織的な利益相反が起こってしまう
 - 生命倫理もまた→「生命倫理の倫理性」の問題

22

学会

- 生命倫理関係の主要学会(ASBH: American Society for Bioethics and Humanities) →COI問題に対処しようとするが、結局は、未解決
 - ASBH内部→1990年代から21世紀初頭にかけて、「現実の道徳的、政策的問題」について立場を表明するのを禁じた会則4.1項を修正すべきか否かをめぐって論争
 - 論争が長引いたためにASBHの創設メンバーだったSteven Miles (2002, "Does American Bioethics Have a Soul?" *Bioethics Examiner* 6 (2): 1-2, 5)は米国の生命倫理には心があるのかと問い、「学会が組織の立場をはっきりさせない怠慢」を理由に、2004年、学会から退会

23

生命倫理の倫理性の問題

- 利益相反と企業の生命倫理コンサルテーション→生命倫理士と生命倫理の信頼性への懸念⇒「生命倫理の倫理性(性)」の表現・問題を生み出した
 - 生命倫理士は企業のコンサルテーションに従事すべきか?
 - また従事するならどのように従事すべきか?
 - 生命倫理と生命倫理士の正しい役割とは何か?
 - 生命倫理士は番犬なのか、ペットなのか、見世物犬なのか?
- 生命倫理の倫理性の問題→事務化された生命倫理・小石拾いの生命倫理・提灯持ちとしての生命倫理の帰結
 - 出番が終わったはずの倫理を再召喚するもの
 - ローズの概観

24

ニコラス・ローズの指摘①

ニコラス・ローズの指摘

- 2014、楡垣立哉監訳『生そのものの政治学—二十一世紀の生物医学、権力、主体性』法政大学出版局
- 「生命倫理学は、生やその管理にかかわる高度に論争的な問題をあつかうことによって、確かに統治にかかわる調整テクノロジーのなかで法的装置として作動することができた。生命倫理学は、組織、細胞、卵子、精子、胚、身体部品といった要素が、生資本の回路を合法的に動きまわられるようにする基本的な倫理的保証を与えており、その結果として、そうした要素は研究室から臨床にいたるさまざまな環境にくみこまれることになった。
- 「生命倫理学は、研究者が、自らのふるまいに「倫理的認可」を与えてもらえるよう、ルーティン的で官僚的なプロセスを導入することで、彼らの活動の性質と帰結についての詳細な調査から研究者を守ることに奉仕しよう」
 - 生命倫理=統治にかかわる調整テクノロジーの法的装置
 - 生命倫理→倫理的認可の手続きを与えることによって研究者に奉仕するもの

25

ニコラス・ローズの指摘②

- 「生命倫理学は、商業活動や科学研究にかんする倫理的保証を欲したり必要としたりする人たち—製薬会社であれ、人間を主題とした研究を職業とする人たちであれ—と、それを研究助成や認可のための潜在的な場所、専門的職業、また公的役割とみなす人たち—哲学者、神学者、倫理学者など—とのあいだのむすびつき、おそらくは不健全なむすびつきから生じたようにしばしばおもわれる。
- 「そして、何人かの批評家たちが主張するように、生命倫理学や、それが与える認可が「売りにだされた」時期が確かにあった。そのとき、生命倫理学者は、教育活動のための助成金をうけたり、研究助成をうけたり、バイオテクノロジー企業や製薬会社でコンサルタントとして活躍したりしたが、その際に、人間の生という代償を払って、うけいれがたい事柄を正当化することで、自らの信用を台無しにしてしまったのかもかもしれない」
 - 生命倫理→医学研究者・製薬企業等と人文学者の不健全な結びつきから生じた→《売りに出され、台無しとなった生命倫理=「生命倫理の倫理性」の問題》
 - * ローズ自身は生命倫理批判よりも、「生そのものの分子的な生政治の時代」における「生物学的市民」による別種のソーマ的倫理を模索

26

利益相反の問題： 売りに出された生命倫理

山口裕之の指摘

- 2017、『「大学改革」という病』明石書店
- 「利益相反の典型的な例は、製薬会社から研究資金を提供された研究者が、その会社に有利な論文を書くといったことである。客観的な事実を明らかにするという研究者本来の問題関心と、せっかく開発した医薬品の効果を実証して販売したい製薬会社の利害関心が相反する場合、資金提供者の利害関心に引きずられて、研究の客観性が脅かされがちなのである」
 - 「ディオバン(バルサルタン)事件」
 - ノバルティス社の高血圧治療薬「ディオバン(一般名:バルサルタン)」には、血圧を下げるだけでなく、脳卒中や狭心症のリスクも下げる効果もある。という論文が、京都府立医大教授など複数の研究者によって書かれたが、データ改竄の疑いで論文は撤回された。かかわった研究者のもとにはノバルティス社からの巨額の奨学金が提供されていたほか、データ解析にノバルティス社の社員がかかわっていた。ディオバンはノバルティス社の看板商品で、年間1000億円以上の売り上げがあった

27

利益相反の問題： 売りに出された医薬研究

- 「製薬会社から資金提供を受けている研究者は、研究対象の薬剤について好意的な評価をする(効果を高く、副作用のリスクを低く見積もる)傾向があることは、公表された論文の内容と利益相反の有無を調べたいくつもの研究によって示されている」
 - C・サイフェ「医薬研究は公正か?」『日経サイエンス』2013年8月号、66-75頁
 - 利益相反に対しては、米国では2010年「医師への支払いに関するサンシャイン法(Physician Payments Sunshine Act)」が成立→13年からは製薬会社と医療機器メーカーから医師への金銭等の利益供与についてすべて公表することとなった
 - 日本でも、2017年4月「臨床研究法」が成立→製薬会社から資金提供を受けて行われる薬剤の試験について、「臨床研究審査委員会」の審査と承認を義務づける

28

監視者を誰が監視するか?

- 「こうした法律が適切に運用されれば、研究者個人の利益相反は抑止できるかもしれない。しかし問題は、「監視する側を誰が監視するのか」という点である。サイフェによると、アメリカの規制当局であるNIHの諮問委員や調査委員にも製薬会社からの金がいきわたっており、利益相反の監視や対策が十分に行えない状態だという」
 - 「また、大学当局にも、企業からの寄付金や研究資金が提供されている。研究者としての責務に忠実に、企業に不都合な研究結果を発表した研究者を、守るどころか解雇するといった事例もある」

29

日本の場合

額賀淑郎の比較研究

- 2009、『生命倫理委員会の合意形成—日米比較研究—』勁草書房→生命倫理関係の委員会の日米比較
- 日本の特徴⇒「審議会＝ガイドライン体制」:「日本の中央委員会である政府審議会が指針を策定し、生命・医療倫理政策を行う」(207頁)=top-down型→国家委員会・大統領委員会と似ているが、内容的には対極にある(bottom-up型の米国)
 - 日本⇒迅速な効率的対応、長い調査・研究・議論を経た国際的(=米国の)結論の移入、基礎研究の科学的妥当性ではなくその臨床応用をめぐる倫理的妥当性の検討が中心(研究規制)、科学者・医学者を中心とする実務的議論
- 日本の生命倫理⇒最初から事務化されていた(?)→その方向性を明示するものとしての「科学技術基本法」(1995年成立)
 - 齋藤光、2015、「科学技術基本法」の構図と意味—国家資本科学技術の錯視作用と不可視化」、『情況』第4期4巻第10号、103-126.

30

科学技術基本法の基本思想

- 「科学技術基本法の基本思想は、科学・科学技術を全体的に・総合的にとらえ、基本法を根拠として、計画的に運転していこう、というものである。運転の主体は「科学技術会議→総合科学技術会議→総合科学技術・イノベーション会議」であり、運転のプランが科学技術基本計画である」(齋藤、111)
- 「基本法下での、科学技術の振興・推進の特色は、第一は、重点化であり、公的資金の集中化を可能にした点である。第二は、体制化された科学の構造へ、人文科学も取り込んでゆくという運動と、体制との関係の深度を基準とした、科学技術の新しいジャンル化であり、この二つは、科学・科学技術の類型化と分類化を通じてなされつつある。第三は、研究開発という概念を構成することによって、実験・観察を通しての部品化が進行している個々の科学・科学技術プロセスを総合的・全体的に支配・操作するというあり方である」(113-114)

31

重点化

科学技術基本法の特徴1:重点化

- 「体制化された科学・科学技術は、国あるいは政府により、どの部分が、振興が必要で重要かを決められ、そこへの資金や人員の政治的法的集中化を通して、推進されていく」(11)

32

人文科学の取り込み、 科学技術の新しいジャンル化

科学技術基本法の特徴2: 人文科学の取り込み、科学の新たな類型化

- 「基本法のもとで、科学や科学技術の類型化・分類化がなされている、...一つは、自然科学と人文科学の分断である。...基本法は、...科学技術...を...人文科学とは対立するもの、排他的関係にあるもの、という捉え方をしている。.....自然科学と人文科学の...「共通分野」については、「自然科学と人文科学との相互のかかわり合いが科学技術の進歩にとって重要であることにかんがみ、両者の調和のとれた発展について留意されなければならない」(第二条・二)という規定と直接関係する。これらからは...二つの文化という伝統的分割形式を踏襲しながら、「共通分野」においては、体制化された科学・科学技術に人文科学も巻き込んでいく、という仕組みを、実は基本法は持っている...。例えば、生命倫理といった領域は、科学技術や自然科学との重なりを通して、体制化された科学技術に取り込まれてゆき、その取り込まれは、倫理という領域や隣接する哲学という領域へと広がってゆく、という道筋が予定されている。これまでも法律・法学などの領域は、体制化された科学・科学技術と緊密にかかわっていたのだが、「人文科学のみに係るもの」も体制化されてゆくことになるだろう」(111-112)

33

実験・観察を通じた科学・科学技術プロセスの支配・操作

科学技術基本法の特徴3: 実験・観察による科学技術のコントロール

- 「基本法は、体制化された科学・科学技術の諸要素である個別の科学・科学技術活動を、実験と観察という場においてコントロールしようという特色を持つ。.....実験・観察に関わる「施設」「設備」「人材」「資金」を、重点化や戦略から導かれる方針に沿って配置する。そのことによって、個別の科学・科学技術過程へ、政治的資本的科学的力が導入される」(113)
 - 「ある単一の科学・科学技術のプロセスは、簡単に図式化すると、自然の未知な一小領域についてやまだないプロセスの工学的実体化・実装化についてのアイデアの構築から始まる。これを「アイデアの構築」と言い表しておこう。...モデル化すれば、次にくるのは、実験・観察・試作・データ採集・データ作成などだ。これを「実験・観察」としておく。その後、論文・試作品の作成と発表・公表が来て、研究主体が関与する一つの科学・科学技術過程は終了する。...基本法は、研究開発に対して、強く介入するという構造を持っているが、この研究開発とは、「実験・観察」の部分にほかならない。国家資本科学技術は、この「実験・観察」に研究開発という位置づけを与えて、強く介入し、その介入により、国家資本科学技術の発展方向を制御する、という仕組みを持っている」(116)

34

残る問題

- 「生命倫理の倫理性」の問題にどうこたえるか？
 - 「鐘をはめる」?(田中智彦、粟屋・金森、2013)
 - それとも別種のソーマ的倫理(ローズ)?(=別種の公理系?)
- 欠伸のでない倫理学は可能なのだろうか？

考えるべきこと

- Elliottの指摘: 生命倫理は「合衆国の生活の形と方向を支配している経済・娯楽・政治から成る複雑な機械の新たな歯車になりつつある」→この点をさらに検討し、その機構を認識すること
 - この複雑な機械は、日本では「科学技術基本法」を通じて、一方で「私たち[遺伝学者]は一所懸命に自転車のペダルを踏みながら国際競争にも負けぬように頑張っているのだ。倫理学者はその自転車の進行方向に転がっているあちこちの小石を取り除くような役割を果たしてほしい」(篠原駿一郎の経験談: 斎藤の言う「錯視作用と不可視化」という意識を生むとともに、他方で「例えば、生命倫理といった領域は、科学技術や自然科学との重なりを通して、体制化された科学技術に取り込まれてゆき、その取り込まれは、倫理という領域や隣接する哲学という領域へと広がってゆく、という道筋」(斎藤光の指摘)をも設定している

35